

# 令和5年度第16回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年3月15日（金）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階第7会議室

## 開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第46号 芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）

日程第3 議案第47号 令和5年芽室町議会定例会3月定例会義教育委員会所管一般質問の件（非公開）

日程第4 議案第48号 芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

日程第5 議案第49号 令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

## 閉 会

日程第 2

議案第 46 号

芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）

令和 6 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う学校職員の任免について、内申しようとする  
ものであります。

令和 6 年 3 月 15 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第 3

議案第 4 7 号

令和 5 年芽室町議会定例会 3 月定例会議教育委員会所管一般質問の件  
(非公開)

令和 5 年芽室町議会定例会 3 月定例会議教育委員会所管一般質問について、答弁しようとするものであります。

令和 6 年 3 月 15 日提出

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

日程第4

議案第48号

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則中一部改正の件

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正しようとするものであります。

令和6年3月15日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

## 茅室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

茅室町図書館設置及び管理条例施行規則（平成元年教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

4 前項の規定により利用者カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の登録手続きを行うことにより、当該個人番号カードを利用者カードとして利用することができる。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 説 明

個人番号カードを利用者カードとして利用できるよう、関連する規則を改正するものであります。

芽室町図書館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案 (貸出の対象者及び手続)	現 行 (貸出の対象者及び手続)
<p>第8条 一略— 2と3 一略— 4 前項の規定により利用者カードの交付を受けた者は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号) 第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録された個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。) の登録手続きを行うことにより、当該個人番号カードを利用者カードとして利用することができます。</p> <p><u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第8条 一略— 2と3 一略—</p>

日程第5

議案第49号

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出  
の件（非公開）

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

令和6年3月15日提出

芽室町教育委員会教育長 程野仁

教推第38-8号

令和6年3月15日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和5年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

[昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号]

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関する事。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。